

通信使関係倭情咨文と明清中国

程 永 超

【要約】 倭情咨文とは、朝鮮王朝が収集した日本情勢を清朝に報告した文書である。その中には通信使の派遣・準備・帰国等のものが含まれている。一六三六年次～一八一一年次の通信使関連倭情咨文によれば、一六五五年次以後の通信使は、形式的には朝鮮王朝が宗主国清朝に対して派遣の可否などの意向を尋ねつつも、実質的には朝鮮王朝側が判断を下している事実が明らかとなる。とりわけ一六五五年次次のは、その後一八一一年まで繰り返される倭情咨文の基本形式を確立した点で画期となる。

一方、一六四三年次の通信使は、ホンタイジの実質的な意向を受けてから派遣が決定された。ホンタイジ在位中の三回の倭情咨文を分析することで、彼が在位中には一貫して日本に対する深い関心を抱いていたことがわかる。ホンタイジには日本情報を探偵するルートとして通信使を活用する目的があり、一六四三年次通信使派遣に特殊な関心を払い、その派遣に直接に干渉を加えていた。

史林 九九卷六号 二〇一六年一月

はじめに

江戸時代に將軍の代替わりごとに派遣された朝鮮王朝の外交使節団を回答兼刷還使（前三回）／朝鮮通信使（以下、通信使^①）と呼ぶ。これまで日韓両国で通信使に関する研究成果が多く蓄積されてきた^②。両国の学者たちは名称の定義・外交儀礼・接待・日本観察・相互認識・文化交流など様々な角度から考察を加えた。近年には研究視角がさらに多様化し、絵

画・屏風・樂隊・演劇・服飾・飲食・筆談唱和などにも及んできた。そのうち、注意すべきなのは夫馬進氏が思想史の面において、中国に行く燕行使と日本に行く通信使とを統合して把握し、両使節の朝鮮知識人への影響について検討してきたことである。通信使の派遣が『礼記』に見える「人臣たる者外交なし」（「人臣者無外交」という前近代東アジア外交の基本原則を重視するものであったとすれば、臣である朝鮮国王は、明清の許可なく自らの判断によって日本との交隣関係を結ぶことはできなかったはずである。しかし、これまで、夫馬氏以外の通信使研究は、日本であれ韓国であれ、中国（明・清）との宗属関係に由来する間接的な影響について余り注意を払ってこなかった。このような傾向については、稲葉岩吉氏が戦前既に注意を払い、「朝鮮半島に現はれた大事件は、一として東亜全局の問題の反映に他ならぬ」と指摘したことがある。^④ にもかかわらず、これまで清朝中国が朝日関係、特に通信使に対して、どこまで干渉したかについて、事例研究に基づく分析はなされてこなかった。また、清朝皇帝、特にホンタイジの日本に対する関心について、先学たちは南漢山詔諭の条文と大臣（竜骨大・馬夫大／馬福塔等）の朝鮮・潘館派遣による日本情報収集について指摘することはあったが、ホンタイジが日本への通信使にも関心を示したことについては一切言及がない。本稿は、一六四三年次の通信使関係倭情咨文の分析を通じて現れるホンタイジの日本に対する関心を究明し、通信使派遣の背後に潜んでいた清朝の存在を可視化しようとするものである。

倭情咨文とは、朝鮮王朝が収集した日本情勢を清朝に報告した咨文形式の文書である。咨文はもともと同級官署間で用いられる明朝の文書形式である。それがやがて明朝の官庁間の伝達事項だけでなく、冊封を受けた国王と明朝の官庁間の外交文書としても用いられるようになった。咨文は中朝兩國間における儀礼的關係、軍事的情報・協力、交易、人口の送還などにおいて重要な外交文書となった。^⑤ 一方、朝鮮王朝が日本情報を清朝に知らせる行為は倭情通報と呼ばれ、提出された文書は倭情咨文または倭情咨報と言われた。そして通常、漢字訳官を齋咨官（齋咨官）に任命し、齋咨行の名目で清朝に送られた（『通文館志』卷二 事大上 齋咨行）。

稲葉岩吉氏は倭情奏文を「朝鮮保身三百年の護符」と評価し、三宅英利氏は「日・朝・中三国の連鎖關係を示すもの」として倭情咨文の史料的価値に肯定的に言及したことがある。^⑧最近ではさらに、倭情咨文が朝鮮の選択・加工を経た日本情報であることが明らかにされている。^⑨このように、その情報内容の真実性についてさらなる検討の余地はあるが、朝鮮が清朝にとつての主たる日本情報源であること自体は変わらぬ。倭情咨文に書かれた内容をほかの記録と照らし合わせることでその信憑性を確認しながら、当時の日朝中三国關係を解明するのに資するところがあると思われる。

こうした事情もあつて、近年の韓国と中国^{⑩⑪}では倭情咨文に注目する研究がいくつか現れている。韓国の学者は朝鮮の対清外交における倭情咨文の活用を分析し、特に仁祖代と孝宗代における倭情咨文の果たした「以倭制清」「対清備倭」の効果を強調する。中国では、清朝（主に前半）の対日本政策における倭情咨文の意義が考察され、倭情咨文が中朝關係に果たした役割も分析されている。一方、日本では倭情咨文への関心は戦前からあり、近年でもいくつかの考察が重ねられている。その大半は倭情咨文の内容及び書誌学的な情報についての考察であり、一六三九年の倭情咨文に添付された対馬藩主の書契原文と満州語訳の比較分析もなされている。^⑫

それら先行研究を概括的に眺めてみると、今までの倭情咨文研究には以下のような問題点を指摘できる。まず、倭情咨文に含まれる情報にばかり注目するあまり、その文書形式や意思伝達経路・意思決定過程などの具体的分析がなされていないことである。また、分析対象が清朝初期の十七世紀に集中し、島原の乱・日本漂流民・日本威脅論を主題とする研究に偏する一方、明朝中国及び清朝中期・後期にはほぼ関心が払われていない。さらに、江戸幕府成立（一六〇三年）から丙子の乱（一六三六年）までの倭情咨文の利用と研究は、管見の限り極めて少ない。

本稿では、明清中国・朝鮮双方の史料を照らし合わせ、通信使にかかわる倭情咨文に焦点を合わせて分析を行い、特に一六四三年次の通信使と清朝の関連性を明らかにすることによって、ホンタイジの日本に対する関心を具体化し、そのことを介して中朝關係史の観点に立つ通信使分析に新たな視点を提示しようと思う。^⑬

- ① 本稿において、近年の研究に倣い、一六三六年次～一八一一年次の九回について「通信使」とし、一六〇七年次～一六二四年次の三回については「回答兼刷還使」という名称で記す。
- ② たとえば、孫承詒(二〇〇二)「朝鮮時代通信使研究の回顧と展望」(『韓日関係史研究』一六)、張舜順(二〇〇五)「通信使研究の現況と課題」(『日韓歴史共同研究報告書』第二分科会篇)、仲尾宏(二〇〇六)「朝鮮通信使研究の現段階」(『朝鮮史研究会論文集』四四)。
- ③ 「朝鮮燕行使と朝鮮通信使」(名古屋大学出版会、二〇一五年)第三部。
- ④ 「朝鮮史体系の再認識」『滿洲發達史』(日本評論社、五版、一九三五年)、四六三頁。
- ⑤ 浦廉一(一九三四)「明末清初の鮮満関係上における日本の地位」(『史林』一九卷三号)、稲葉岩吉前掲注④書、中村榮孝(一九六八)「清太宗の南漢山詔諭に見える日本関係の条件——十七世紀における東アジア国際秩序の変革と日本」(『朝鮮学報』四七)。
- ⑥ 沈載權(二〇一三)「朝鮮と明の実務的外交文書」(『古文书研究』四二)。
- ⑦ 稲葉前掲注④書、五二七頁。稲葉氏は朝鮮の倭情報告を明朝から清朝まで検討して、明と清を区別せずに一括して「奏文」の言葉を使っていた。
- ⑧ 「近世日朝関係史の研究」(文獻出版、一九八六)二八二頁。
- ⑨ 薛明(二〇一四)『清前期的中日関係研究』(遼寧大学出版社)三八頁。
- ⑩ 韓明基(二〇〇九)「丁卯・丙子胡乱と東アジア」(『青い歴史』、金泰勲(二〇一三)「十七世紀対日政策変化研究」(ソウル大学校博士論文)、同(二〇一四)「仁祖と孝宗代倭情咨文の性格」(『歴史文化論叢』八)、同(二〇一五)「丙子胡乱以後倭情咨文の戦略的意味」(『韓日関係史研究』五〇)、文永奎(二〇〇三)「仁祖対日外交の性格」(『韓日関係史研究』一九)、同(二〇〇五)「倭情咨文を通して見る仁祖孝宗代の対外関係研究」(京原大学校博士論文)、金暻祿(二〇一五)「十七世紀朝・清関係と「倭情」の軍事・外交的活動」(『軍事』九四)、鄭章植(二〇〇三)「二一六十七年日本使行と実利外交」(『日本文化学報』一六)。
- ⑪ 易惠莉(二〇〇二)「論入関前後の清與日本関係」(『學術月刊』二〇〇一年第一期)、陳文寿(二〇〇三)「朝清倭情咨報系統與清朝的政策」(『韓國學論文集』)、同(二〇〇九)「從壬辰戰爭到明清交替之清、朝鮮、日本」(『韓國學論文集』)、柳岳武・許文霞(二〇〇五)「清初朝鮮的倭情報告・政策之研究」(『青海師範大學學報(哲學社會科學版)』)、陳波(二〇一三)「清朝與日本之間的情報蒐集」(『江海學刊』)、薛明(二〇一三)「清入関前的対日認識」(『清史研究』)、同(二〇一四)『清前期的中日関係研究』(遼寧大学出版社)。
- ⑫ 浦廉一前掲注⑤論文、中村榮孝前掲注⑤論文、同(一九六九)「外交史上の徳川政権」(『日鮮関係史の研究』下、吉川弘文館)、承志(二〇〇二)「清前期滿文史料譯注六件」(『古今論衡』第七期)、岩井茂樹(二〇〇三)「清朝に転送された対馬藩王宗義成の書契原本と一六三九年前後の北東アジア情勢」(『東アジアにおける国際秩序と交流の歴史的研究』ニューズレター第一号)、同(二〇〇四)「清朝、朝鮮、対馬——一六三九年前後東北亜細亞形勢」(『明清史研究』二〇)、伊藤幸司(二〇〇六)「東アジアを流転した対馬藩王宗義成の外交文書——台湾中央研究院所蔵「宗義成書契・別幅」の紹介」(『東風西声』二)、松浦章(一九八六)「清に通報された「島原の乱」の動静」(『関西大学東西学術研究所紀要』一九、後同氏「海外情報からみる東アジア・唐船風説書の世界」(清文堂出版、二〇〇九)に収録)、児玉扶美子(一九九九)「朝鮮仁祖期の日朝関係——朝鮮の倭情報告と対清・

対日関係の変遷を中心に」（明治大学修士論文）、木村可奈子（二〇一

五）「日本のキリスト教禁制による不番船転送要請と朝鮮の対清、対

日関係」イェズス会宣教師日本潜入事件とその余波」（『史學雜誌』一

二四一一）。

¹³ 本稿は、朝鮮王朝と明清中国との藩属関係に配慮しながら日朝関係をも眺める視点に立つものである。

一 明朝と回答兼刷還使

『海行摠載』^①冒頭の「前後使行備考」に、各回ごとの対日外交使節派遣状況が簡単に紹介される。そのうち一六〇七年次と一六一七年次の最後に「具由奏聞天朝」の文言がある。朝鮮朝廷はこの二回の回答兼刷還使の情報を明朝中国に報告したことがわかる。

朝日国交回復の象徴となった一六〇七年次の回答兼刷還使の派遣について、明朝史料『明神宗顯皇帝實録』^②と朝鮮史料『事大文軌』^③とを対照させると、朝鮮国王は、徳川家康が豊臣秀吉に代わって日本を統治し、朝鮮と「通好」を望んでいること、及び対馬が朝日の国交回復を仲介したことなどを明朝中国に報告したことがわかる。兵部がこれについて議論した結果は「相機以御。及時自固。審利害察情實。在該國自計。難為遂度而已。」（「機会を見て防ぎ、間に合うように自らを固め、利害と情勢をよく観察し、朝鮮は自ら判断すべし、兵部は遠くから判断するのは難しい」）（『明神宗顯皇帝實録』）というものであった。朝鮮から朝日国交回復の件について報告を受けた明朝兵部は、朝日通好について朝鮮側の判断に委ねていたことがわかる。また、『事大文軌』によると、兵部の意見は「此則該國自為計而詳於謀。非天朝可得懸斷中制也。」（「朝鮮が自ら計画して詳細に謀略をめぐらすことであって、天朝が遠くから判断して関与することではない」と記録される。兵部は、明朝が朝日国交回復の件に関与しないと明言したものといえる。

ところで、朝鮮国王が明朝に報告を行う前に、備邊司は朝鮮国王に以下のような提案をしていた。

【史料一】

備辺司啓曰…(中略) 若遣使臣。則不可不奏聞于天朝。以我國道理。先爲奏報于天朝。待其回下。發送使臣宜當。但自前天朝。如此等事。不爲指揮。使我國自處。兵部前後分付。不啻丁寧。今雖奏達。必無發落。而欲待發落。治爲遣使。則賊必致疑於遲延。事機不無因此而誤了。一邊陳奏。一邊遣使。未爲不可。^①

備辺司は以下のように申し上げます。「(中略) 使者を送るなら、天朝に奏聞せざるを得ません。我が国(朝鮮)の道理では、まず天朝に奏報して、その回答が来るのを待ってから使臣を送るのが当然です。ただし、以前から天朝は、これらのことについて指揮せず、わが国が自ら処理するように命じました。兵部はこのことについては、再三念を押してきました。もし今奏達したとしても絶対に決定してくれません。決定を受け取ってから初めて使者を送るとすれば賊(日本)が必ずこの遅延について疑念を抱き、事機を見誤りかねません。陳奏すると同時に使者を送るのがよいのではないのでしょうか。」

つまり、前例によれば、明朝は日本関係の事柄に対して一切朝鮮に任せる態度を示してきたから、備辺司は今回の結果も恐らく前例と同じであると推測していたのである。そのうえで、日本側から疑念を抱かれないように、明朝に報告しながら秘かに使節派遣の準備を整えるようにと提案し、朝鮮国王(宣祖)もこのやり方を承認したのである。

したがって、一六〇七年次回答兼刷還使の派遣についても、朝鮮王朝は明朝の同意を予想したうえで、報告前から派遣を決めていたのである。しかも、明朝側が議論した万曆三十五年四月十八日の三ヶ月前、同年正月十二日には回答兼刷還使は既に漢城を出発していた。^②これは、明朝中国が回答兼刷還使の派遣に全く干渉を加えていなかったことを示している。

続く一六一七年次回答兼刷還使派遣の場合も、朝鮮王朝は明朝への報告を「一辺奏聞、一辺發遣」の方法で進めていた。^③このときの回答兼刷還使は光海君九年四月二十日に漢城を出発したが、当時、回答兼刷還使派遣を報告する倭情咨文はまだ明朝に届いていなかった。回答兼刷還使派遣の奏文伝達を兼担した聖節使正使金存敬は、これを「涉於先發後聞」(派

遣後に報告する行為)として非常に心配していた。もし兵部の下級官吏が「先発後聞」の行為を指摘して賄賂を請求してくれば支障が生じる可能性もあるとの懸念であった。^⑤ 彼は、こうした事態に備え、覆題回答の際に賄賂金の準備を提案している。翻つて言えば、「先発後聞」の行為は贈賄で解決できる程度のものであったということである。つまり、明朝は回答兼刷還使関係の倭情咨文発送に対して厳格な規制を加えておらず、その派遣に対してはあまり大きな関心を払っていなかった。ただし、回答兼刷還使派遣前に倭情咨文を送るのが恒例の行事である以上、それなりの規制力が働いたし、帰国後には明朝への報告が義務付けられていた。^⑥

- ① 朝鮮王朝から日本に派遣された使節一行の紀行類を集めた叢書。原本は所在未詳。今では朝鮮古書刊行会編『朝鮮群書大系』所収の活版本(一九一四年刊)が流布している。内容は十四〜十八世紀にわたる。
- ② 卷四三二 万曆三十五年四月庚戌(十八日) 条。
- ③ 卷四十七 万曆三十四年十一月二十日朝鮮國王謹奏為倭情事卷、『東國史略』とも名付けられ、一六一九年(光海君即位年)までの対明外交文書を集録し、これに関連する日本・琉球及び満州関係文書も加えて、承文院贈録をもとに編纂した外交文書集である。もともと五十四卷であったが、現存するのは断片的な二十三卷である。その中には、壬辰倭乱期が含まれ、戦中・戦後に朝鮮が収集した日本情報が多く記録されており、文祿慶長の役とその講和を研究する良い史料として重視されている。この本は一九三五年、朝鮮総督府朝鮮編修会の解説・目録付きで『朝鮮史料叢刊』に影印、刊行された。詳しい解説は中村榮孝(一九六九)『日鮮関係史の研究中』「五、明・鮮外交文書集
- 『事大文軌』を参照されたい。
- ④ 『宣祖実録』二百三卷、宣祖三十九年九月己巳(三日) 条。
- ⑤ 『慶七松海檣録』(『海行摠載』)。
- ⑥ 『光海君日記』(中草本) 三十九卷、光海九年四月辛亥(十七日) 条。
- ⑦ 鄭恩主(二〇二二)『朝鮮時代使行記録画・昔の絵で読む韓中の関係史』(社会評論) 付録一による。
- ⑧ 「聖節使啓曰。臣行兼付回答奏文。涉於先發後聞。天朝若以爲可則覆題回答。事必順矣。僞兵部下吏。因事責賂。不無生梗於其間。覆題回答之際。若有難處之端。須以賂物。周旋彌縫。庶不至於生事。然則別人情。不可不優齎。以備不虞。」(『備辺司贈録』光海九年丁巳四月二十五日条)。
- ⑨ 「啓曰。回答使入送事。既已奏聞矣。回還之後。含有奏報之舉」(『備辺司贈録』光海十年戊午四月二十七日条)。帰国の報告は『明神宗頭皇帝実録』卷五七四 万曆四十六年九月丙戌(二日) 条。

二 清朝と通信使

(一) 日本から朝鮮を経て清朝へ

本稿で取り上げる通信使関係の倭情咨文とは、通信使（一六三六年次～一八二一年次の九回）の派遣・準備・帰国など通信使に関わる諸事を中国に報告するものを指す。それは、朝鮮王朝の史料『朝鮮王朝実録』『同文彙考』^①と中国の史料『清実録』『朝鮮国王来書簿』^②などに散見される。現時点で収集できる朝鮮後期通信使関係の倭情咨文またはそれに関連する史料を【表一】にまとめたので、まず、【表一】に基づき、朝鮮後期通信使関係の倭情咨文の全体像を提示したい。

朝鮮王朝が清朝に降伏した一六三七年から最後の通信使の派遣（一八二一）にかけて【表一】番号列、五～二二、全八回の通信使に関してすべて清朝中国の兵部または礼部に報告されたことが分かり、すべて『同文彙考』に記載されて伝わる。通信使以外でも、一六〇七年次と一六一七年次の回答兼刷還使は明朝中国の兵部へ、一八七六年次・一八八〇年次・一八八一年次の修信使については清朝中国の礼部に報告された。ただし、一六二四年次回答兼刷還使と一六三六年次通信使の派遣については、明と後金の戦争および後金の朝鮮侵略（丁卯の乱、丙子の乱）のため、明・朝鮮間の情報伝達が難しくなったためか、管見の限りこの二回の使節に関する朝・明間の情報伝達の史料は残されていない。

筆写された倭情咨文が存在する一六四三年次通信使から最後の通信使である一八二一年次通信使までの倭情咨文の題目は【表二】の題目列、五回目～十二回目、一六四三年次を除けばすべて「報關白新立例遣信使咨」（関白の就任にあたり例により通信使の派遣を報告した咨文）【表一】下線部）である。すなわち、將軍代替わりの通信使派遣については清朝に咨文形式で報告されていたのである。

なお、宛先からみると、一六四三年次の通信使だけは清朝兵部宛であり、ほかの七回は全部礼部宛であった。これは、

表一 朝鮮後期通信使及び修信使関係の倭情咨文と明・清中国の回答

番号	将軍謁見年（干支） 中国 日本 朝鮮	咨文・回答の日付	差出→宛先	題目	出典	関係史料
1	1607（丁未） 万曆35 慶長12 宣祖40	11.20（前年）	朝鮮国王→ 明朝兵部	朝鮮国王謹奏為倭情事	『事大文軌』卷四十八 兵部為倭情事	
		4.18	明朝兵部→ 朝鮮国王	兵部為倭情事	『事大文軌』卷四十八 兵部為倭情事	『明神宗顯皇帝實録』卷四百三 十二 万曆三十五年四月庚戌 （十八日）条
2	1617（丁巳） 万曆45 元和3 光海君9	5.3	朝鮮国王→ 明朝兵部	朝鮮国王為謹奏為倭情事	『光海君日記』光九年 五月癸巳条	『明神宗顯皇帝實録』卷五百六 十二 万曆四十五年十月庚戌 （十九日）条
		9.1（翌年）	釜山僉使→ 明朝兵部	兵部題朝鮮國釜山鎮水軍僉節制使吳大男 呈。	『明神宗顯皇帝實録』 卷五百七十四 万曆四 十六年九月一日条	
3	1624（甲子） 天啓4 寬永元 仁祖2			なし		
4	1636（丙子） 崇禎9（明） 天聰10（後金） 崇徳元（清） 寬永13 仁祖14			なし		
5	1643（癸未） 崇徳8 寬永20 仁祖21	2.24（前年）	朝鮮国王→ 清朝兵部	報島倭來請信使緣由咨	『同文彙考』二別編 卷四 倭情	『清太宗文皇帝實録』卷之五九 崇徳七年三月戊戌（二十九日） 条、『朝鮮国王來書』崇徳七年 三月初二日「本日布當備俄代送 進朝鮮國王與兵部咨文一角」
		4.1（前年）	清朝兵部→ 朝鮮国王	兵部知會詳閱日本情形咨	『同文彙考』二別編 卷四 倭情	『清太宗文皇帝實録』卷之六〇 崇徳七年四月庚子（一日）条

		2.1	朝鮮國王 → 清朝兵部	因致賀致祭兼察情形發遣信使咨	『同文彙考』二別編卷四 倭情	
		3.3	清朝兵部 → 朝鮮國王	兵部知會遣使日本詳察情形咨癸未	『同文彙考』二別編卷四 倭情	『清太宗文皇帝實錄』卷之六四 崇德八年三月甲午（一日） 条
		12.22	朝鮮國王 → 清朝兵部	報信使回還及倭國聞見情形咨	『同文彙考』二別編卷四 倭情	
6	1655（乙未） 順治13 明曆元 孝宗6	3.21	朝鮮國王 → 清朝禮部	報開白新立例遣信使咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	
		5.20	清朝禮部 → 朝鮮國王	禮部回咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	
7	1682（壬戌） 順治13 天和2 肅宗8		朝鮮國王 → 清朝禮部	報開白新立例遣信使咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	
		6.25	清朝禮部 → 朝鮮國王	禮部回咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	
8	1711（丁卯） 康熙50 正德元 肅宗37		朝鮮國王 → 清朝禮部	報開白新立例遣信使咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	
		5.16	清朝禮部 → 朝鮮國王	禮部回咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	
9	1719（己亥） 康熙58 享保4 肅宗45		朝鮮國王 → 清朝禮部	報開白新立例遣信使咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	
		6.1	清朝禮部 → 朝鮮國王	禮部知會信行回後曉倭情人借送貢使咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	
		11.4	朝鮮國王 → 清朝禮部	報信使未回曉事人不得借送咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	
		2.13（翌年）	清朝禮部 → 朝鮮國王	禮部回咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	
		2.26（翌年）	朝鮮國王 → 清朝禮部	報差官領送曉事人咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	
		6.4（翌年）	清朝禮部 → 朝鮮國王	禮部知會曉事人日本情形奏摺知道咨	『同文彙考』二原編卷之七十八	

10	1748（戊辰） 乾隆13 延享5/寛延元 英祖24	1747	朝鮮国王→ 清朝礼部	報閩白新立例遣信使咨	『同文彙考』二 原編 卷之七十八	
		1748.2.6	清朝礼部→ 朝鮮国王	礼部回答	『同文彙考』二 原編 卷之七十八	
11	1764（甲申） 乾隆29 宝曆14/明和元 英祖40		朝鮮国王→ 清朝礼部	報閩白新立例遣信使咨	『同文彙考』二 原編 卷之七十八	
			清朝礼部→ 朝鮮国王	礼部回答	『同文彙考』二 原編 卷之七十八	
12	1811（辛未） 嘉慶16 文化8 純祖11	10.28（前年）	朝鮮国王→ 清朝礼部	報閩白新立例遣信使咨	『同文彙考』四 原統 倭情	
			清朝礼部→ 朝鮮国王	礼部回答	『同文彙考』四 原統 倭情	
13	1876（丙子） 光緒2 明治9 高宗13	3.9	朝鮮国王→ 清朝礼部	報因日本使臣懇請遣使修信咨	『同文彙考』四 原統 倭情	
14	1880（庚辰） 明治13 光緒6 高宗17	6.29	朝鮮国王→ 清朝礼部	報遣使日本以答埤到公使咨	『同文彙考』四 原統 倭情	
		11.7	朝鮮国王→ 清朝礼部	報修信使回還緣由咨	『同文彙考』四 原統 倭情	
15	1881（辛巳） 明治14 光緒7 高宗18	9.1	朝鮮国王→ 清朝礼部	報修信使回還緣由咨	『同文彙考』四 原統 倭情	

注：①月日はすべて旧暦である。表二と表五も同様である。
②以上の記事は『同文考略』第七冊 倭情にも収録された。

清の入関に従い、通信使関係の情報は軍事情報でなく外交儀礼に属するようになったことの象徴である。^③

また、その様式と内容を検討するために【表二】を参照すると、一六八二年次以後は咨文名のみ収録され、内容は他の事案を参照しなければならない場合も多い。たとえば、「式見上順治乙未信使咨」「文同上順治乙未信使咨」などと繰り返し記されるから、おそらく咨文の様式と内容もまた、いずれも一六五五年次と同様である。【表二】のうちで様式および内容について具体的に検討できるのが一八一一年次通信使の場合である。このときの記載内容もまた一六五五年次に倣っていることを確認するために、一六五五年次の咨文を分析しておこう。その全文は以下のとおりである。

【史料二】乙未報關白新立例遣信使咨

朝鮮國王爲日本送使事。

議政府狀啓…

「上年十月對馬島倭委差平成政持書契出來。說稱關白新立。例有送使相賀之規。俺等要採信使行期出來云云等情。據此。看得書契中。

節該

關白新立。比及明年要遣賀使

等因。

據此。已經啓准。去後。臣等竊念。日本通好以來十年一使。自是舊規。關白新立則送使致賀。亦有前例。往在癸未年分要送信使。

差遣回還。今已十三年所。合無另揀使臣趁期入送。仍將所據情節。照例轉報該部。允爲便益。

等因具啓。

據此爲照。小邦既與日本通信。凡有大小之事理宜轉報上國。去癸未年送使時。亦已具奏。差遣使臣。目今依例送使。賀其新立。似不可已。卽着該曹擇差通信使禮曹參議趙珩。司僕寺正俞瑒。從事官弘文館校理南龍翼等擬於本年四月二十日裝束發遣。除將石頂等

表二 一六八二年次～一八一一年次の通信使倭情咨文の内容

番号	年	記事	出典
7	1682	【壬戌】報關白新立例遣信使咨、式見上順治乙未信使咨 前年六月。差倭藤一政來請賀使。本年四月。差齋官関興魯愼而行。咨報礼部。五月遣尹趾完等通信。	『同文叢考』二 原編卷之七十八 倭情
8	1711	【辛卯】報關白新立例遣信使咨、式見上順治乙未信使咨 前年六月差倭平眞連來請賀使。本年三月咨報礼部。四月遣趙泰億等通信。	『同文叢考』二 原編卷之七十八 倭情
9	1719	【己亥】報關白新立例遣信使咨、式見上順治乙未信使咨 前年二月、差倭平倫之來請賀使。本年三月咨報礼部。四月遣洪致中等通信	『同文叢考』二 原編卷之七十八 倭情
10	1747	【丁卯】報關白新立例遣信使咨、文同上順治乙未信使咨 本年二月差倭平如恒來請賀使、十一月咨報礼部、十二月遣洪啓禧等通信。	『同文叢考』二 原編卷之七十八 倭情
11	1764	【癸未】報關白新立例遣信使咨、式見上順治乙未信使咨 前年五月。差倭平如房來請賀使。本年七月咨報礼部。八月遣趙暉等通信。	『同文叢考』二 原編卷之七十八 倭情
12	1811	【庚午】報關白新立例遣信使咨 朝鮮國王爲日本送使事。據議政府狀啓：嘉慶十一年[1806]年三月二十七日對馬島倭差遣平功載持書契而來。該：稱關白新立。請照例差送信使。以其比年凶儉。請送至馬島。仍專探信使行期等情。隨將原書契已經啓准。去後竊念日本通好以來。關白新立後。送使致問。自是前例。往在癸未年來請信使。亦已差遣回還。具由咨報。今當依例另差使臣。趁期起送。仍將所據情節。照例轉報等因。據此爲照。小邦與日本信使往來。自有前例。凡干事情。輒即轉報上國。今關白新立。理合致信。即著該曹專差通信使史曹參議金履喬。藝文館典翰李勉求。擬於嘉慶十六年正月二十日依所請裝束發遣于馬島。除將右項等情。今於節使之行齋咨前去。爲此合行移咨。煩乞貴部照詳咨內事意轉奏施行。須至咨者。右咨礼部。嘉慶十五年 [1810] 年十月二十八日	『同文叢考』四 原編 倭情

注：番号は【表一】の番号列による。

情專差掌樂院僉正黃旃齋咨前去外。爲此合行移咨。煩乞貴部轉奏施行云云。

順治十二年三月二十一日。移禮部。^④

（句読は引用者による、以下同じ。）

朝鮮國王は日本に使者を送ることに
ついでご報告を差し上げます。議政
府の状啓によりますと、

「去年の十月に対馬島主は使者平成
政を遣わし、書契を持って（釜山に）
来ました。平成政は、『関白が新しく
立てられ、前例には使者を送り祝賀
の意を表す規則があり、私等は信使
の出発の期日を伺うために（倭館に）
来た』、などと申しました。これによ
りますと、持ってきた書契に、関白
が新しく立てられ、来年になり祝賀
の使節を送ってほしいとの申し立
てがありました。すでに啓聞して
裁可を得ています。その後、臣等は

愚考いたしますに、日本とよしみを通じて以来、十年間に一回使節を送るのは旧來の規定です。閔白の新立のときに、使者を送り、祝賀の意を述べるのも前例があります。この前の癸未年（一六四三）に日本から信使派遣の要請があり、信使を使わして帰国してから既に十三年経ちました。（この度も）ぜひ別に使臣を選び、指定の時期内に日本に送るつもりです。なお、この事情を先例にならない、礼部に伝達してくだされば好都合です。」

とのことです。以上に照らしますと、小邦（朝鮮）は日本と信を通じる場合には、大小のことを上国（清朝）に伝達するのは当然です。この前の癸未年送使の時にも（咨文によって）上奏して、使臣を派遣しました。この度も先例どおりに使者を送り、（閔白の）新立を祝賀するのはやむをえないと思われまふ。直ちに当該曹（礼曹）に命令を下し、礼曹参議趙珩・司僕寺正兪瑒・從事官弘文館校理南龍翼などを通信使に選び、今年の四月二十日に準備を整えて派遣する予定です。以上の事情を以て掌樂院僉正黃挺を責任者として遣わし、咨文を以て報告します。以上の内容を移牒して貴部（礼部）から伝奏・実行していただきたいです。云々。

順治十二年（一六五五）三月二十一日。礼部に移牒しました。

まず、文書冒頭に「朝鮮國王爲日本送使事」と主題が提示され、前年十月に平成政（樋口弥五左衛門）が書契をもたらし、以下の内容を伝えてきたことを朝鮮王朝議政府が述べる。すなわち、征夷大將軍の代替わりを祝賀するため来年に通信使を派遣することを対馬藩から朝鮮王朝に対して要請してきたというのである。このことについて議政府はすでに国王の裁可を得ていて、その上で、これまでの例に従って日本に使者を派遣すること、そのことを清朝の礼部に報告することを朝鮮国王に提案した。朝鮮国王は議政府の提案を承けて三使の名前と出発日を明記した上で、清朝の礼部に転報した。

【史料二】は標準的で完全な倭情咨文である。それ（傍線部）と一八一一年次の倭情咨文（表二）十二回目「記事」列とを照らし合わせるならば、一六五五年次から一八一一年次に至る通信使関係の倭情咨文は、以下のような形式で繰り返されたことが推測できる。

【倭情咨文のモデル】

朝鮮國王爲日本送使事。

議政府狀啓：

「○年○月對馬島倭○○○○(人名)持書契出來。

說稱關白新立。云々。

節該

關白新立。云々。

等因

據此。啓准^{くくく}。臣等竊念。日本通好。云々。亦有前例。往在癸未年云々」。

據此爲照。小邦既與日本通信。凡有大小之事理宜轉報上國。云々。卽着該曹擇差通信使○○○○(人名)等擬於○年○月○日裝束發遣。除將右項等情。專差○○○○(人名)齎咨前去外。爲此合行移咨。煩乞貴部轉奏施行云云。○○(時間) 移禮部

このように、倭情咨文の構造は明らかであろう。まず文書冒頭に「朝鮮國王爲日本送使事」と主題が提示される。続いて、議政府の狀啓があり、その内容は日本側の通信使派遣要請と議政府の提案である。狀啓のなかに、對馬からの使節の發言や書契からの引用がある。最後は、朝鮮國王が議政府の提案をうけ、通信使の三使の名前と出發日と併せて清朝の礼部に転報したことが記され、この部分は「云々」などとして省略されたりする(例えば、【史料三】)。

ところで、【史料二】の解釈について少しばかり補足しておきたい。

【史料二】は朝鮮から清朝あての報告であり、そこには通信使の上使(または三使)の名前と出發日が明記される。これは、通信使の最初の報告を清朝に送る前から既に朝鮮朝廷において通信使の派遣が決定されており、その準備さえ始めていたことを示すものである。そして一六八二年次以後の通信使はいずれも一六五五年次のやり方を踏襲したというのだ

から、一六五五年次以後の通信使は、派遣について朝鮮側で決定・準備した上で清朝に報告するのが慣例となっていたのだと言える。

このように、一六五五年次以後の通信使関係倭情咨文は全て清朝礼部に送られ、しかも咨文内容は同じ構文が繰り返された。この意味では、一六五五年次に通信使関係倭情咨文の基本形式が確立されたと言える。

(二) 清朝から朝鮮への応答

【表三】は、一六五五年次から一八一一年次までの礼部回咨を整理したものである。これによれば、一六五五年次の礼部回咨は、朝鮮から咨文を受け取ったこと、咨文内容の概略（關白新立送使入賀情由）、礼部が承知済みであることからなる。つまり、清朝礼部は一六五五年次通信使の日本派遣に特に異議を唱えなかったということである。

一方、一六八二年次から一七六四年次までの五回の通信使関係倭情咨文に対して、清朝礼部はまずは前例を調べていることが分かる。具体的に言えば、【表三】下線部で示したように、一六八二年次の時に前回である順治十二年（一六五五）の事例を、一七一一年次の時に前回である壬戌年（一六八二）のを、一七一九年次と一七四八年次と一七六四年次の時に辛卯年・康熙五十年（一七二二）のを、一八一一年次の時に乾隆十三年（一七四八）と二十八年（一七六三）の事例を参照しながら、清朝礼部は当該回の派遣が特に前例と変わらないことを認定して、「在案」【表三】二重下線）となり、「無容議」【一六八二】・「應毋庸議」【一七二二】・「應毋庸議」【一七一九】・「應無庸置議」【一七四八】という（以上の引用はすべて【表三】波線部）。これは、前例がある以上は特別に議論する必要がなくそのまま許可する、の意である。

ただし、一八一一年次の事例にだけは注意が必要である。この場合、行礼地が江戸から対馬に変更された（易地聘礼）新例であった。易地聘礼問題は、朝日間で永らく議論が繰り返されて、実現までに多くの時間を要した。それなのに礼部は「與前咨報無異」（前の咨文と異状なし）とする。前回の回咨をそのまま踏襲するというのである。一八一一年次の通信

表三 一六五五年次～一八一一年次の礼部回答

年次	記事	出典
1655	礼部回答 礼部爲日本送使事。准貴國咨。前事。内開：關白新立送使入賀情由。已經到部。相應移會。爲此合咨貴國。煩爲查照施行云云。順治十二年五月二十日。	『同文彙考』二 原編卷之七十八 倭情
1682	礼部回答 礼部爲日本送使事。主客清吏司案呈奉本部。送礼科抄出。該本部題准朝鮮國王姓某咨。前事。該臣等議得。順治十二年〔1655〕臣部爲朝鮮國循例遣使往賀關白新立之處。無咨議等因。具題遵行在案。今朝鮮國王姓某。循例爲倭子關白新立。於五月初八日遣使往賀之處。亦應照前無咨議。俟命下之日移咨朝鮮國王可也等因。康熙二十一年六月初十日題。本月十二日奉旨依議。欽遵。抄出到部送司。奉此相應行咨。案呈到部。擬合就行。爲此合咨。前去煩爲查照內事理欽遵施行云云。康熙二十一年六月二十五日。	『同文彙考』二 原編卷之七十八 倭情
1711	礼部回答 礼部爲日本送使事。礼科抄出。該本部題。前事。内開：朝鮮國王咨稱日本關白新立送使致賀。亦是前規。壬戌年〔1682〕送使時。亦以具奏。今差通信使吏曹參議趙泰位等於本年四月初六日差送。煩乞轉奏等因。前來查日本關白新立。朝鮮國王照例遣使往賀。應毋庸議。俟命下之日移咨朝鮮國王可也等因。於康熙五十年四月二十八日題。本月三十日奉旨依議。欽此。欽遵。抄出到部。相應移咨朝鮮國王可也。爲此合咨前去查照施行云云。康熙五十年五月十六日。	『同文彙考』二 原編卷之七十八 倭情
1719	礼部知會信行回後曉解倭情人借送貢使咨 礼部爲日本送使事。主客清吏司案呈奉本部。送礼科抄出。該：本部題。前事。内開：議得朝鮮國王姓某咨稱日本關白新立送使致賀。亦是前規。辛卯年〔1711〕送使時。亦已具奏。今差通信使戶曹參議洪致中等於本年四月初十日差送。煩乞轉奏等因。前來日本關白新立。朝鮮國王姓某照例遣使往賀。應毋庸議。俟命下之日移咨朝鮮國王可也等因。於康熙五十八年五月十四日題。本月二十日奉旨依議。欽此欽遵。抄出到部。又内閣交出。朝鮮國差往日本國之事於五月十七日摺本啓奏。奉旨：朝鮮國差往日本國使人回來時。內中有明白曉事者。挑選一人於進年貢同來。朕問地方情形。着該部行文朝鮮國王。欽此。相應移會朝鮮國王。照旨內事理遵行可也。爲此合咨前去查照施行云云。康熙五十八年六月初一日。	『同文彙考』二 原編卷之七十八 倭情
1748	礼部回答戊辰 礼部爲禮咨轉奏事。主客司案呈本部奏准朝鮮國王姓某咨稱云云。自據儀制止轉奏施行。見上順治乙未信使咨等因。前來查康熙五十八年五月內。朝鮮國王姓某因日本國關白新立。查照康熙五十年〔1711〕舊例。差使前往致賀。咨報臣部。經臣部以該國王循例遣使。應毋庸議等因具奏。奉旨依議。欽此欽遵。行文該國王在案。今據該國王姓某咨內所稱。通使日本國事。理與前無異。業經照例遣往。具咨報明。亦應毋庸議。俟命下之日。臣部知照該國王等因。乾隆十三年正月二十六日奏。本日奉旨知道了。欽此欽遵。相應知照朝鮮國王可也云云。乾隆十三年二月初六日。	『同文彙考』二 原編卷之七十八 倭情
1764	礼部回答。文同乾隆戊辰回答。	『同文彙考』二 原編卷之七十八 倭情
1811	礼部回答辛未 禮部爲知照事主客司案呈本部。據咨轉奏朝鮮國王咨報。日本國關白新立照例遣使致賀奏聞一摺。於嘉慶十六年正月二十四日奏。奉旨知道了。欽此。相應抄錄原奏。知照朝鮮國王可也。須至咨者。右咨朝鮮國王。嘉慶十六年正月日。 原奏 礼部謹奏爲據咨轉奏事。准朝鮮國王姓某咨。稱：據該政府狀啓。嘉慶十一年三月二十七日對馬島倭差遣平功載持咨契而來。稱關白新立。請照例差送信使至馬島。仍專探信使行期等情。竊照小邦與日本信使往來。自有前例。凡干尋常報章即專報上國。今關白新立。理合致信。即着該專差差通信使吏曹參議金履。藝文館典翰李勉求等擬於嘉慶十六年正月二十日依所請裝束發遣于馬島。謹將右項等情移咨。懇求轉奏等因到部。臣等查乾隆十三年〔1748〕二十八年〔1763〕。朝鮮國王因日本國關白新立。查照舊例。差使前往致賀并即咨報臣部。均經臣部以該國王循例遣使。應毋庸議等因。奏明在案。今據該國王姓某咨稱通使日本國情事。與前咨報無異。業經該國王照例遣往。具咨報部。臣等查係循例咨報事件。應毋庸議。理合據咨轉奏。伏乞皇上睿鑑。爲此謹奏。	『同文彙考』四 原統倭情

注：1811年の記事欄に現れた乾隆二十八年（1763）と前回の1764年の表記のずれについて、1763年は通信使が朝鮮を發つた年で、1764年は通信使が日本に着き、將軍に謁見した年である。表記のずれはあるが、同じ回の通信使を指している。

表四 対清朝降伏後通信使関係の倭情咨文の伝達日

派遣年次	朝鮮發送日	清朝到達日	兵／礼部合議日	回答下達日	【備考】通信使漢城出發日
1643	2月24日（前年）		3月29日（前年）	4月1日（前年）	2月20日
1655	3月21日			5月20日	4月20日
1682	4月？	6月10日	6月12日	6月25日	5月8日
1711	3月	4月28日		5月16日	4月6日
1719	3月	5月14日	5月20日	6月1日	4月11日
1748	11月（前年）		1月26日	2月6日	11月28日（前年）
1764	7月	7月			8月3日（前年）
1811	10月28日（前年）				1月20日

注：本表は『同文彙考』、『海行摠載』、『清実録』に基づいて作成した。

表五 一七世紀前半の倭情咨文と回答（通信使関係以外）

日付	差出→宛先	題目	出典
1638.3	朝鮮国王→清朝兵部	報日本吉伊施端作變及館倭動靜咨	『同文彙考』二 別編卷四 倭情
1638.5.25	朝鮮国王→清朝兵部	報日本誅滅施端餘黨咨	『同文彙考』二 別編卷四 倭情
1644.5	朝鮮国王→清朝兵部	【甲申】報島倭請搜捕宗文賊黨咨	『同文彙考』二 原編卷七十八 倭情
1645.3.17	朝鮮国王→清朝兵部	報島倭再請審海防求地圖咨 乙酉	『同文彙考』二 原編卷七十八 倭情
1645.4.18	朝鮮国王→清朝兵部	報島倭所請三事責諭徑歸咨	『同文彙考』二 原編卷七十八 倭情
1645.11.11	清朝皇帝→朝鮮国王	【乙酉】轉送漂倭勅 翰林祁充格等來	『同文彙考』二 原編卷七十八 倭情
1646.2.26	朝鮮国王→清朝礼部	陳轉解漂倭奏 互陳奏 丙戌 右奏進呈咨	『同文彙考』二 原編卷七十八 倭情
1646.12.10	朝鮮国王→清朝兵部	報島倭書契誤稱韃靼字咨	『同文彙考』二 原編卷七十八 倭情
1649.11.1	朝鮮国王→清朝皇帝	【己丑】陳請築城備倭奏 互陳奏 右奏進呈咨	『同文彙考』二 原編卷七十八 倭情
1651.7.20	清朝皇帝→朝鮮国王	勅虛張倭情勅	『同文彙考』二 原編卷七十八 倭情

使関係派遣の可否決定は、完全に朝鮮側にあることが明らかであろう。

ところで、通信使関係の倭情咨文・清朝回咨の時間を【表四】で整理した。これによれば、一六五五年次以後、通信使が漢城を出発する一〜二か月前に、派遣を報告する倭情咨文を清朝中国に送っている。この倭情咨文が清朝に到達し、礼部の合意を経て回咨を作成した時点では通信使がすでに出発済みであつても何ら不思議ではなかった。まして、礼部の回咨が朝鮮に伝わるにはさらに時間が必要である。とすれば、一六五五年次以後、通信使派遣の可否決定には清朝からの実質的干渉がなく、その決定権を握っていたのは朝鮮側であつたといえる。

- ① 清朝による第二次朝鮮侵略（一六三六年、丙子の乱）から高宗十八（一八八〇）年に至るまでの朝鮮王朝の対清、対日本外交の文書集。正祖十一（一七八一）年に原編六十巻が完成したが、その後も定期的に加筆、続刊が行われた。
- ② 一六二七年（天聰元年）から一六四〇年（崇徳五年）までの間に、朝鮮国王仁祖から清太宗に送られた国書などをまとめて書き写したもので、清朝入関前の重要な漢文史料である。内藤湖南によって初めて学界に紹介された。詳しくは神田信夫「朝鮮国来書簿」について（『滿族史研究通信』、一九九五）を参照されたい。
- ③ 倭情咨文の宛先の変更について、順治元年（一六四四）五月二日清の摂政ドルゴンの北京入城（清の入関）は重大な転換点であると思われる。ただし、【表五】で分かるように、入関後にも関わらず、「報島倭再請番海防求地圖咨」（順治二年三月十七日）「報島倭所請三事責諭徑歸咨」（順治二年四月十八日）「報島倭書契誤稱韃靼字咨」（順治三年十二月十日）三通の倭情咨文は依然として清朝兵部に送つた。また、
- ④ 『同文叢考』（大韓民国文教部国史編纂委員会編、韓國史料叢書第二四、一九七八年）二 原編巻七十八 倭情、一四六一頁。
- ⑤ 正三品堂上官。
- ⑥ 朝鮮国王の御輿・牛舎・牧場を管掌する司僕寺最高官職、正三品。
- ⑦ 宮中の経書、私的文書などを管理し、国王の諮問に答える行政機関及び研究機関である弘文館の正五品官員。
- ⑧ 音律を管轄する掌樂院の四品官員。
- ⑨ この点について、松本智也氏のご教示を得た。

三 一六四三年次通信使関係の倭情咨文

(一) ホンタイジの日本への関心

一六三六年次通信使の帰国途中にあたる丁丑（一六三七）年正月二十八日、清が李氏朝鮮に侵入した。清の侵攻に屈服した朝鮮は、明朝中国からの宗主国転換を迫られ、朝鮮の世子も人質として瀋陽に送られた。清と朝鮮との間には「三田渡の盟約」（南漢山詔諭）が結ばれたが、その条文の中には「日本との貿易は昔の如く許され、その使者を朝鮮經由で来朝させ、朕もそこに使者を遣わす」（日本貿易。聽尔如旧。但當導其使者赴朝。朕亦將遣使至彼也。①）という一条が含まれた。この一条に清朝の日本への関心及び日本との外交関係を樹立する意志がはっきり表れている。

崇徳二年（一六三七）九月に、ホンタイジが瀋陽にいた昭顯世子李滢を通遠堡まで呼び、「朝鮮が日本に使節を送り、その報告を必ず早急に通報せよ」（尔国送使日本云、必送回答來。即馳通云。②）と命じた。

清朝に向けて送られた初めての倭情咨文は、それから一年後の仁祖十六年（一六三八）三月十三日付けの「報日本吉伊施端作變及館倭動靜咨」③である。朝鮮国王と大臣は再三用語を選び、万全の検討を経た倭情咨文を清朝に送ることになった。ところで、この咨文を携行した齋咨官柳時成が発して間もなく、さらに修正を命じられた。二ヶ月後、朝鮮は追加情報を「報日本誅滅施端餘黨咨」にまとめ、二通目の倭情咨文を清朝に提出した。この二通の倭情咨文は、すべて島原の乱いわゆる「倭国内乱」に関する情報である。

四年後、三通目の倭情咨文を提出した。これは一六四三年次通信使の派遣に関するものである。その内容を次項で検討しよう。

(二) 一六四三年次通信使と清朝中国

寛永十八年(一六四二)八月三日、將軍嗣子竹千代(徳川家綱)が生まれた。十月六日、特送船第一船の正官が若君の誕生を東萊府使丁好恕に伝え、通信使派遣の要請を口頭で伝えた(「朝鮮亦必喜慶。明年必有通信使入送之舉」^④)。丁好恕はただちに、口頭ではなく文書で伝えてほしい旨を返答した。その後、慶尚監司具鳳瑞は「祖宗以來曾無此例」として日本側の依頼を断った。十月二十二日、宗義成が礼曹宛ての書契で、同年八月上旬に將軍の世子が誕生したことを正式に報じた。^⑤翌年三月、礼曹参議趙緯韓と東萊府使鄭致和が対馬藩主宗義成に返答し、朝鮮朝廷から使節を派遣する意を伝えた(「朝廷欲差一介以修賀儀」^⑥)。四月に倭学訳官名義で「賀嗣君誕生并日光新構書」を日本に提出し、その中に「朝廷將欲送信使以伸賀意」^⑦と明記された。

続いて、七月十一日、宗義成が「請嗣君誕生慶賀信使書」を朝鮮礼曹に送り、正式に祝賀の使節派遣を朝鮮に要請した。その内容は、將軍世子誕生を祝賀する通信使の派遣を求め、また日光山造営を祝う詩文の作成と什器の鑄造を求め、通信使来日の際に献納することを要望したものである。^⑧朝鮮側は当初は対馬藩側の要請を拒絶したものの、度重なる要請を受けて使節派遣を決定した。

この間の朝鮮朝廷の態度の変化について、倭情咨文を手がかりに検討してみよう。
この時、朝鮮が送ったのは「報島倭來請信使緣由咨」(史料三)である。

【史料三】

朝鮮國王爲遣使日本事。

據議政府狀啓…

對馬島倭委差平成幸持書契出來東萊。①說稱日本大君年將四十。每以無嗣爲憂。上年始生一男。號曰若君。此是一國莫大之慶。理宜轉報貴國。請送賀使。②且日光山家康廟後新創社堂。此是大君至誠追遠之事。則朝鮮必有送物留跡之舉。如鍾鱸燭臺等器。雖是我國所產。願得朝鮮所鑄。以爲功德云。而書契所言亦爲此事。

據此。臣等竊照。彼國慶幸生男。隆創祠宇。其在隣國之道。惟當順適其心。助成其事。姑依其願。許以准請。備將前因合咨前去轉奏施行

云云。

崇德七年二月二十四日。移兵部^④

朝鮮國王は日本に使者を送ることについてご報告を差し上げます。議政府の状啓によりますと、「對馬島主は平成幸に書契を持たせて東萊に差し遣わしました。平成幸は以下のように申しました。『日本の大君はもうすぐ四十歳になり、いつも跡継ぎがないことを憂えていました。去年初めて一人の男の子が生まれ、若君と呼ばれています。これは一國の非常に大きな慶びであり、貴國に伝達すべきであり、祝賀の使節を送ってくださいるようお願いいたします。しかも、日光山家康廟の後ろに新しく社堂を立てました。これは大君が先祖の徳を追慕して心をこめて供養することですので、朝鮮は必ず物を送り朝日友好の証を残してしかるべきです。たとえば、鍾・鱸・燭臺などの物は日本でも作っておりますが、朝鮮で鑄造した物をいただいて功德とすることを願っています。書契に書かれた内容もこのことについてです。』以上により、臣等は愚考するに、彼の國は男の子の誕生で喜んでいて、立派な祠廟を立てました。隣國との付き合い方は、ただその考えに従い、相手がやりたいことを助けることです。しばらくその願いに従い、その要請を許可しました。その経緯とともに咨文を以て移牒して、伝奏・実行していただきたく存じます。云々。崇德七年（一六四二）二月二十四日。兵部に移牒しました。

議政府の状啓によれば、平成幸（平田將監）の来朝の目的、つまり對馬藩が通信使を要請した理由は、若君の誕生を祝うこと（傍線部①の内容）と東照宮致祭（傍線部②の内容）だという。そして、將軍に男子が生まれ、また祠の創建もあり、

これらはとてもめでたいことなので、その意に適い、その成就を助けるべきなので、しばらく日本の願望に従い、要請に同意した、という。

同年三月二十九日に兵部はこの内容を皇帝(ホンタイジ)に報告し、その内容は『清太宗実録』の記事にも見える。それは『同文集考』(史料三)にみえるものより詳細な記録(史料四)となっている。

【史料四】

據議政府狀啓：

(中略)

續據東萊府節制使丁好恕馳報。

(中略) 有一執政言於島主曰。此是日本國之大慶。朝鮮必有遣使致賀之舉。因著島主通知。故島主差我等來者。(中略)

卑職等答稱貴國大君生子。果是慶事。大藏經。則壬辰兵火之後。經板散失。今難印出。大鐘等器。我國原非產銅之地。如此大器。

決難鑄成。本倭回言。銅蠟當自鄙島量入送來。但欲得貴國一鑄。以為流傳之物耳。卑職等再三搪塞。答以即係國王親筆。亦難准請。

則本倭多有慍色。曰。島主欲與朝鮮永結和好。以為兩國安寧之計。如此相懇。而終不之許。則前相好之意。盡為虛假等語。及觀其

書契。有本邦雍容垂拱云。八月上旬。若君慶誕之日。太平盛事。莫大於此。想貴國亦不勝歡愜也。先奉賀緘以聞。他詞俱令平城幸

口述。平差又言。我等不日當回棹。轉報大君。慎勿等閒視之。卑職等多方開論。令其且待朝廷分付

等情具報。

據此竊照彼方隆創佛宇。慶幸生男。其在鄰國之道。惟當順適其心。助成其事。實合機宜。且其所欲者。俱非難辦之物。况倭情巧詐。褻急。多張恐嚇之語。今若不許。亦慮失其懼心。姑依其願。許其准請。合無移咨該部。以便轉奏

等因。

據此爲照。倭差所言。係是邊情。理宜轉報。煩乞貴部查照轉奏施行。

議政府の上啓によりますと、

〔中略〕

続いて東萊府節制使丁好恕の馳報によりますと、

〔中略〕一人の執政（老中―引用者注）が対馬島主に『これは日本国の大きな慶びであり、朝鮮は必ず使者を遣わし祝賀すべきである』と言いました。そこで島主に通知させることになり、島主は我らを釜山に遣わしました。（中略）卑職（東萊府節制使丁好恕―引用者注）は以下のように答えております。『貴国の大君に子供が誕生し、本當にめでたいことです。大藏経については、壬辰の役を経て、経板が紛失してしまい、今印刷するのは難しいです。大鐘などの物については、我が国は元々銅の産地ではないので、このような大きな鐘を鑄造するのは非常に難しいです。』日本人は『対馬から銅蠟を送り、貴國に鑄造してもらい、後世まで伝えたい』と答えました。卑職は再三に言い逃れをし、『国王の（東照宮扁額への）揮毫は認められたいでしょう』と答えました。そこで、日本人は、むっとした顔つきをして、『島主は朝鮮と末永く通好關係を結んで、兩國の安寧の計としたいと思ひ、このように丁寧にお願ひ申し上げているにも関わらず、最後まで許可していただけませんでした。ということは、以前の通好の意はすべて嘘だということになります』と言いました。持つてきた書契を見ますと、『本邦雍容垂拱』（日本は平和である）などの言葉があります。八月月上旬に若君の誕生日があり、泰平の時代においてこれより大きな盛事がありません。貴國も喜びに堪えないだろうと思ひます。とりあえず祝賀の手紙を送ってお祝ひを申しあげ、他の言葉はすべて平成幸を口述させることにしました。平成幸はまた『我らは数日のうちに船に乗って日本に還り、大君に伝えます。くれぐれもこれをなおざりにしないでください』と言いました。卑職はいろいろ勧告して、彼にはしばらく朝廷の措置を待たせています。

以上によりますと、彼の國は立派な廟を立て、男の子の誕生を祝っています。隣國との付き合い方については、ただその考えに従ひ、相手がやりたいことを助けるのが実に理にかなっています。しかも、あちらが欲しい物は全部入手しにくいものではありません。そのうえ、倭人はずる賢くてせつちかちなので、脅迫の言葉も多くあります。もし今回許さないなら、その欲心を失う心配があ

ります。しばらくその願いに従い、その要請を許可しました。その経緯とともに咨文を以て（礼部に）移牒して、伝奏していただきたく存じます。」以上によりますと、倭人の使者の言ったことは辺境の情勢に関する事で、当然伝報すべきものですので、礼部のほうから伝奏し、実行していただきたく存じます。

まず、【史料四】と照らし合わせると、【史料三】には「據此為照。倭差所言。係是邊情。理宜轉報。理宜轉報。煩乞貴部查照轉奏施行。」という朝鮮国王の転報部分が省略されている。【史料四】では、朝日交渉において、朝鮮が大蔵経と大鐘の日本入送、朝鮮国王の親筆について難色を示したこと（傍線部）、それによって朝鮮・日本の友好關係が害されると平成幸（平田将監）が言ったことが述べられる。つまり、倭情咨文には、日本側の通信使派遣要請の経緯、東萊府節制使丁好恕の消極的な対応、さらに対馬の使節がこうした対応に不満を抱いていること（波線部）が書かれていた。

これらに対する清朝側の反応を見てみよう。まず、『同文彙考』には【史料三】を受けてのホンタイジの聖旨【史料五】が残されているから、この内容は朝鮮側にも伝わった。

【史料五】

詳閱日本情形。語言雖無大戾。似亦有要挾之意。然朝鮮與日本誼屬隣邦。着國王可斟酌行之。勿聽群小之言。^①

日本情勢の報告を詳しく読んだ。言葉の面において大きな悪はないが、脅迫する意味もあるようだ。しかしながら、朝鮮と日本は隣国なので、朝鮮国王はよく検討してから処理し、群小の言葉に耳を貸すことはないように。

ところでホンタイジの対応については、『清太宗実録』にも記録がある。そこには、「詳倭国之言。雖無大戾。実有欺歴朝鮮之意。既修鄰好。王当量其可否而行。勿為眾撓。」（言語上に問題はないが、日本が朝鮮をあざむき抑圧する意図が読み取れ

る。隣国の友好関係を結んだ以上、王はその可否を検討してから行うべきである。大勢の人たちの反対で左右されてはならない」と記される。つまり、朝鮮国内に反対の声があつたとしても、それらを押し切つてでも通信使派遣を実現してほしいとするホントイジの意図がうかがえる。

先述したように、当初、慶尚監司具鳳瑞は「祖宗以來會無此例」（祖宗以來、かつてこの例なし）として日本側の依頼を断つた。そのほかにも、具鳳瑞は連年の凶作により慶尚道の財力が尽きていることを挙げ、東萊府使丁好恕も日本將軍の嗣子誕生の祝賀のため通信使を派遣した前例がなく、島主の文書がないなどの理由を挙げて反対していた。^⑬『同文集考』『清太宗実録』の記事に現れる「勿聽群小之言」と「勿為眾撓」とは明らかに対応関係にあり、それらは慶尚道監司・東萊府使といった地方官僚たちによる反対論が続出したことを示している。ホントイジは、倭情咨文そのものから朝鮮国内における議論の分裂を読み取つたか（史料五）東萊府使の消極的な態度と議政府の派遣許可との食い違い、もしくは朝鮮が日本の要請を一度拒絶したという情報が別のルートで届いていたのであろう。こうした朝鮮国内における異論に拘泥することなく通信使派遣の実現を促すホントイジの意思がうかがえるのである。

以上からすれば、一六四三年次通信使派遣については、清朝に報告して、その指示を得てから通信使準備の段取りに入つたといえる（「是以欽奉上命。向彼來使、許遣人致送建廟儀物」）。ここまでは、通信使の派遣実現にホントイジの直接の干渉があることは明らかであろう。しかも、今回は倭情咨文の發送は一回だけでなく、続いて通信使派遣報告である「因致賀致祭兼察情形發遣信使咨」（史料六）と帰国報告である「報信使回還及倭國聞見情形咨」（史料八）をも清朝に報告したのである。この点で、今回の通信使派遣はほかのいずれの場合とも異なっていた。そこで、他の通信使派遣時には見られない二通目と三通目の倭情咨文について検討しておこう。

まず「因致賀致祭兼察情形發遣信使咨」である。

【史料六】

議政府狀啓・

（中略）據東萊府使鄭維城馳報。

上年十二月二十八日。差倭藤智繩出來。說稱信使渡海。期於明年五月內入往江戸。①又請國王入送香奠。令使臣致祭于社堂。②又請若君處修書契別幅。依大君前所送之例。而別幅式例則朝鮮國王四字踏御寶。又一張只踏御寶持去。臨時善處等因。據此。臣等竊照①送使致賀社堂致禮等事。已許其請。今宜選擇使臣趁期入送。而家康社堂既許送物助緣。因此禮際一番祭奠亦合隣邦情信。理宜立許爲便。②至於若君幼兒處。書契通文。禮無所據。空幅踏寶別樣持去等請。其情難測。宜令東萊府使及譯官等開諭勿許。合無備將前因一面咨報該部。允爲便益等因具啓。

據此當職爲照。因事送使致賀致祭等事。實符隣好厚誼。且彼國事情與前稍異。因此懇請入送使价。兼察情形亦合便宜。卽着該曹擇差通信使禮曹參議尹順之。弘文館典翰趙綱。從事官吏曹正郎申瀟等擬於本年二月二十日裝束發京。社堂所送鍾爐等物前已造成。順付差倭入送外爲此合行移咨云云。

崇德八年二月初一日。移兵部^⑤

議政府の狀啓によりますと、〔中略〕東萊府使鄭維城の馳報によりますと、去年の十二月二十八日に、差倭藤智繩（有田全兵衛）が釜山に来て、以下のようなことを伝えました。『信使の渡海の件について、來年の五月に江戸に入ることを望んでいます。①また朝鮮國王が香奠を送り、使臣が社堂に致祭することを希望しております。②また、以前の大君宛のものに倣い、若君宛の書契の別幅を送ってください。別幅の様式について、朝鮮國王という四字に印を据えた物を一枚、また白紙に朝鮮國王の印を据えたものを一枚持つて帰り、その時々にあわせて処置します』。以上から臣等は愚考いたしますに、①祝賀の使者の派遣と家康の社堂の參拜を既に許可しましたので、今から使臣を慎重に選抜して、時間通りに派遣すべきです。また、社堂への贈り物についても既に許可しており、この機会に祭奠することも隣国の友情と信頼に繋がるので、認めるべきです。②若君という幼い子供については、書契の

發送は根拠となる札がありません。それとは別に、白紙に印を押してから持つて帰る要望は、その意図を推測しにくいので、東萊府使と倭学訳官から説得して許可しないようにすべきです。その経緯をぜひ兵部に伝達してくださいとされれば好都合です。」これによりまず、祝賀と供養のため使者を送るのは実に交隣の厚いよしみに合っています。しかも日本の情勢は前と少し異なってきましたので、使者の派遣を許していただき、兼ねて日本事情を調査するのも便宜にかないます。直ちに礼曹參議尹順之・弘文館典翰趙綱・從事官吏曹正郎申濡等を通信使として今年の二月二十日に漢城を發つように命令します。日光東照宮に送る鍾・爐などのものは前より作成しておりましたので、差倭に引き渡しました。以上の内容を移牒します。云々。崇徳八年二月初一日。兵部に移牒しました。

この倭情咨文では、まず前回までのやり取りの写しを提示して（中略部分）、今回の通信使をめぐる朝日兩國の交渉経過を説明した。続いて、日本人の新しい要求と朝鮮側の対応および通信使派遣準備の様子を清朝に報告した。日本側要求は、①「入送香奠」（朝鮮に贈り物をさせる）、「社堂致礼」（使臣を日光東照宮へ致祭に行かせる）、②若君に対する書契・別幅であった。朝鮮国王は、①に対する意見①のなかで特段の異論を述べなかつたが、②については同意出来ないことを強調した②。そのうえで、通信使は日本情勢の調査も目的としていること（波線部）を清朝に報告したことがわかる。

この倭情咨文は『同文彙考』に載せられるほか、『清太宗実録』に概要が残されており、比較検討することができる。

【史料七】

三月。甲午朔。朝鮮國王李倧具咨達部。咨稱…據議政府啟稱。（中略）。其後於本年正月初七日。東萊副使鄭維成、遣人來報云。去年十二月二十八日。倭國使藤直繩來。言五月内約我使至澹湖。又言王備祭物、當遣人來祭。致書若君、必同大君式樣。寫朝鮮國王四字。押印於上。再押印白紙一張以為我用。臣等想彼國大喜建廟。已許遣使送禮。今應選使以赴前約。甲康廟祭物已送。當往祭一次。以盡鄰國之禮。但若君係幼子。原無致書相問之道。復索空紙押印。未審是何主見。皇上曾諭。若東萊副使竝通官至。不可輕許。

著將情事達於部。臣想遣使送禮。亦鄰國交好宜然。然彼國勢較前稍變。借此可以觀其形狀等語。是以令禮部參議尹順之。弘文館衙門典翰官趙炯。吏部正郎官沈旭之等於本年二月二十日將祭廟各色器物往交倭國來使。以此移咨貴部奏聞。以便遵行。兵部轉奏。^⑩

三月朔日、朝鮮國王李倬からの咨文が礼部に到着した。咨文の内容は以下のようです。議政府の状啓によりますと、「(中略)。その後、今年の正月初七日に、東萊府使鄭維成は人を遣して以下のように報告しました。去年十二月二十八日に、日本の使者藤智繩は釜山に来て、『五月に朝鮮の使節が濫湖(江戸)に入ることを望みます』と言いました。また、『王は祭物を準備して、祭る使者を送るべきです。若君への書契は大君への書契と同じ様式で、朝鮮国王の四字を書き、その上に印を押します。それと別に、白い紙に朝鮮国王の印だけを据える一枚を提供してください』と言いました。臣等は思うに、彼の国において大喜びで廟を立てているので、使者を派遣して、贈り物をするを約束しました。今は前約を果たすため使者を選抜すべきです。家康廟への祭物もすでに送りましたので、いちど祭りに行き、隣国としての礼儀を果たすべきです。ただし、若君は幼い子供なので、もともと書契を交わす道理がなく、まして押印済みの白紙を求めるのにどのような意図があるのかは推測できません。皇帝はかつて、『もし東萊府使と倭学訳官が(日本人の新しい要求を伝える)来たとしても、容易く許していけない、その事情を兵部まで報告するように』と諭しました。』

臣(朝鮮国王)は思うに、使者を遣わし、礼の品を送るのは、隣国の交好の証として当然のことです。しかし、日本の国勢は前と比べてやや変わりましたので、この機会を利用して日本情勢を探察します云々。そこで、礼部参議尹順之、弘文館衙門典翰官趙炯、吏部正郎官沈旭之等に今年の二月二十日に様々な祭物を日本の使者に引き渡させ、これをもって貴部を通して奏聞して、遵行の便を図っていただければと思います。兵部が転奏しました。

日本の新たな要求についての記述はほぼ同じである。【史料六】にある要求②若君への書契の対応についても、そうしたことを容易く許すのではなく、兵部まで報告せよ(傍線部)という皇帝の命令も書かれている。朝鮮側はこうしてホンタイジの命令に従って、通信使派遣準備の進み具合について清朝に報告したわけである。つまり、通信使派遣の決定だけ

でなく、派遣準備中に生じた様々な事態までも把握して、コントロールしたいというホンタイジの意向が表されている。また、朝鮮側は日本の情勢が変化してきたので、日本状況の探索も通信使の目的の一つとして付け加えることを報告した(波線部)。

崇徳八年三月初三日付けの兵部回答にもホンタイジの聖旨が含まれ、「遣使致賀固交隣之道。然詳察情形尤爲緊要」^⑦とあり、通信使の派遣により朝日交隣の関係を固めるのはもちろん大切ではあるが、日本事情を詳しく調べるのがもつとも緊急な要務であるという。『清太宗実録』にも同じく「上曰。遣使往賀。亦鄰國之禮。乘機觀變。實屬緊要。爾部轉諭之」(帝曰く、使者を送つて祝賀の意を表すのも隣国と付き合う礼儀であるが、機をとらえて日本の動向を伺うことは実に重要である。兵部は転諭せよ。)との記載がある。ホンタイジは日本事情探索にも関心があり、そのことが再三くりかえし表明された。通信使派遣に関心を持っていたのは、それを日本情報収集手段の一つと見なしていたからである。^⑧

仁祖二十一年(一六四三)十一月十九日、通信使が漢城に戻り、十二月二十二日に「報信使回還及倭國聞見情形咨」(史料八)を清朝に送り、通信使の帰国と日本見聞を報告し、清朝の目的が遂げられた。報告には日本旅行の日程のほかにも多くの日本情報が入っている。

【史料八】報信使回還及倭國聞見情形咨

朝鮮國王爲日本通信回還事。(中略)到彼國凡于應待之禮。比前加厚。接話之際。絶不及上國。但前日信使到彼。必盛陳軍容。而今則一切不用。有若全無兵仗者。然其意固不可測。對馬島主與臣等相見之時。雖一從舊例。而語言矜肆。氣色張大。亦未測其意。此外別無聞見事情。惟其國內民物殷盛。加於前所聞。大板江戶等地城池壯固。閭閻櫛比。室屋華麗。寺觀相望。金碧照耀。國人聞他國使臣入境。到處士女聚觀。彌漫山野。生口之蕃亦可概知等因。

據此。即據議政府狀啓。

節該

信使已於本年十一月十九日回到復命。臣等竊照。倭國事情雖未能測知。且以交隣厚禮相待。無他緊要聞見。合無備將此意。具咨該部。允爲宜當。

等因具啓。

據此爲照。所據信使還來一節及彼中事情。理宜馳報。爲此合行移咨

云云。

崇德八年十二月二十二日。移兵部^⑩

朝鮮國王は通信使の日本帰国について報告を申し上げます。（中略）日本に到着して応待の礼を受けましたが、そのもてなしは以前よりも手厚いものでした。応接のときも、決して中国に言及しません。しかしながら、以前に通信使が日本に到着した時に、日本は必ず軍隊の威容や装備を誇示したのに対して、今回はそういうことはまったくしませんでした。まったく武器がないかのごとき様子です。しかし、その意図はまったく測り知ることはできません。対馬島主が臣等と会った時は、旧例に従っていましたが、言葉は無礼であり、鼻息が荒く、またその意図は測り知れません。そのほかに特筆すべき見聞事情はありません。ただ日本国内は以前に聞いていた話より民や品物が繁盛していました。大坂・江戸などの都市の城壁と堀は壮大にして堅固であり、（城下には）建物が隙間なく並び、室屋も華麗です。寺観は相連なり、金碧が照り輝いています。国人は外國の使臣が来日すると聞いて、至る所に男女が見物に集まり、山野にあふれ返っていました。人口の繁盛はおおむね知ることができます。議政府の状啓によりますと、「信使は今年の十一月十九日に漢城に戻り、復命しました。臣等は愚考するに、日本の事情は未だに測り知れないことが多いですが、とりあえず交隣の厚遇で応接しました。外に緊要な見聞はありません。この経緯を兵部に移牒して、兵部に咨文を送るのが妥当です」。以上に照らして、信使の帰国及び日本事情を急報すべく、以上の内容を移牒して云々。崇德八年十二月二十二日。兵部に移牒しました。

ここからわかるように、今回の倭情咨文には日本の軍事・経済・人口などの情報（傍線部）が含まれていたから、ホンタイジの意図はある程度達成されたものといえる。

以上、【表一】に示した一六四三年次の通信使の派遣にあたり、朝鮮から清朝兵部に送った三回の倭情咨文を分析した。これには最初の派遣経緯の説明（史料三）【史料四】、準備中の突発事項即ち日本側が付け加えた要求（史料六）【史料七】と帰国後の日本事情報告（史料八）が含まれる。なかでも倭情咨文（史料三）【史料四】に対してホンタイジの聖旨（史料六）が下されたことは非常に興味深い。二通目の倭情咨文（史料七）の「皇上會論。若東萊副使^{トウ}並通官至。不可輕許。著將情事達於部」の皇帝の上諭も目を引く。これらはすべてホンタイジの日本への関心の証である。また二通目の倭情咨文に対する兵部の返事にもホンタイジの意図「然詳察情形尤爲緊要」（『同文彙考』）、「乘機觀變。實屬緊要。」（『清太宗実録』）が表れている。

ホンタイジの日本に対する関心は、南漢山詔諭にみえるような日本との交渉意図だけにとどまるものではなく、在位中に一貫して保持され続けたものといえる。のちに一六四三年次の通信使派遣に関心を示すだけでなく、その派遣に直接に干渉を加えてさえた。こうしたホンタイジの日本に対する濃厚な関心は、明清交替という中国大陸情勢の異動と緊密に関わっているのではなかったか。

- ① 『清太宗文皇帝実録』（以下、『清太宗実録』）卷三十三、崇徳二年正月戊辰（二十八日）条。なおこの記事は『承政院日記』（崇禎十年正月二十八日）、「大東野乘」第七卷之三十三『統雅録』丁丑、潜内閣大庫檔案（崇徳二年正月二十八日）にも載せる（浦廉一（一九三四）、五三七頁より転載）。多少字句の相違はあるが『同文彙考』別編卷二にも同内容のものが収録される。
- ② 趙慶男『統雅録』（『朝鮮群書大系』正第九、『大東野乘』第六冊卷三三三、朝鮮古書刊行会、一九一〇、二三四頁）。
- ③ 『同文彙考』二別編 卷四 倭情、一五五七～一五五八頁。
- ④ 『通信使贈録』一辛巳十月十四日（三頁）。「通信使贈録」とは一六四一年（仁祖十九年）から一八二一年（純祖八年）まで朝鮮の札曹の典客司が通信使行に関する公文書を贈写した本で、通信使往來の事前交渉から派遣後まで作成された文書を殆ど網羅している。現在韓國ソウル大学校奎章閣韓國国学院に所蔵されている（奎一二八七〇）。

主な内容は日本の通信使派遣要請、国王の命令と朝廷の論議、通信使の諸般規定と運営に関する記録、通信使とその随行員に対する行動守則、日本へ贈る礼物、通信使および随行員の職位と姓名、必要な品物を各道に負担させた内容、派遣後の通信使の報告内容、日本から受け取った書契や国書、日本から送られた土産品の目録などである。通信使の諸般業務の処理手続と方法などの実務的な運営は勿論、使の経済的な部分をも含め、通信使行に対する全貌を最も詳細に記録したもので、朝日関係史の基本史料である。残念ながら、日本において日朝関係史の研究のほとんどはこの史料を使いこなしていない。本稿で使ったのは影印出版された奎章閣資料叢書錦湖シリーズ対外関係篇『通信使贈録』（ソウル大学校図書館、一九九一）である。詳しくは「通信使贈録」解題」を参照されたい。

- ⑤ 本邦朝鮮往復書六（東京大学史料編纂所蔵）。
- ⑥ 本邦朝鮮往復書七。
- ⑦ 本邦朝鮮往復書七。
- ⑧ 本邦朝鮮往復書七。
- ⑨ 『同文叢考』二別編 卷四 倭情、一五五九頁。
- ⑩ 『清太宗実録』卷之五十九 崇徳七年三月戊戌（二十九日）条。
- ⑪ 『同文叢考』二別編 卷四 倭情、一五六〇頁。
- ⑫ 『清太宗実録』卷六十 崇徳七年四月壬午（二日）条。

おわりに

これまでの分析により、朝鮮後期の通信使について以下のこと可言えよう。一六〇七年次～一六三六年次までの三回の回答兼刷還使の派遣は、朝鮮王朝が宗主国・明に対して日本への使節派遣について意向を尋ねるもの、実質的には朝鮮王朝側が主体的に判断を下しえた時期である。これを、明・朝鮮間の宗藩関係安定期と見ることができる。また、一六五

⑬ 『通信使贈録』一 壬午正月十一日（七～二頁）・二月十三日条（二七～一九頁）、『典故司日記』第一 仁祖十九年辛巳（一六四二）十月十四日条。

⑭ 『清太宗実録』卷六十四 崇徳八年三月甲午（二日）条。

⑮ 『同文叢考』二別編 卷四 倭情、一五五九～一五六〇頁。

⑯ 『清太宗実録』卷六十四 崇徳八年三月甲午（二日）条。

⑰ 『同文叢考』二別編 卷四 倭情、一五六〇頁。

⑱ 日本史の分野において、江戸幕府はいくつかのルートを通じて積極的に中国大陸の情報を収集していたとの指摘がある（Ronald P. Toby, *State and Diplomacy in Early Modern Japan*, Princeton University Press, 1984, pp. 140-147）の「日本語訳『近世日本の国家形成と外交』、速水融・永積洋子・川勝平太訳、創文社、一九九〇、一一五～一三〇頁）。北京→ソウル→江戸というルートで中国の情報も逆に江戸→ソウル→北京に届くことが指摘されていない。

⑲ 『同文叢考』二別編 卷四 倭情、一五六〇頁～一五六二頁。

⑳ この一句に対応する『同文叢考』の記述は「宜令東萊府使及譯官等開諭勿許」（史料六）^②である。『史料六』の文脈によると、これは議政府の命令であるが、『史料七』には明白に皇帝の命令と書かれている。この差異については今後の考察に譲ることにする。

五年次（一八一一年次）までは、朝鮮王朝は宗主国・清に対して日本への使節派遣について形式的に意向を尋ねるものの、実質的には朝鮮王朝側が主体的に判断を下した時期である。これは清・朝鮮間の宗藩関係安定期と言える。そして、それら二つに挟まれた一六四三次の通信使のみは異質であり、宗主国（清）の実質的な意向を受けてから使節派遣が決定された。続く一六五五年次は、その後一八一一年次まで繰り返される倭情咨文の基本形式を確立した。

一六四三年次の通信使が、生子誕生祝賀の使節として特別な政治的動機にもとづいて計画された異例な通信使であることはこれまでも指摘されてきたが^①、中朝関係史の観点から見ても特別な通信使である。仲尾宏氏は、仁祖二〇年（一六四二）六月二日付「崔鳴吉の上劄」により朝鮮側の今までの消極的な態度が一転して通信使派遣の動きを加速したことを指摘するが^②、この年次の通信使派遣に際しての清朝の指導性もまた朝鮮王朝の態度変化の要因の一つであると考えられる。本稿冒頭でも述べたように、これまで明清中国が朝鮮王朝による通信使派遣に対して、どの程度干渉してきたかについて、事例検討に基づく分析がなされてこなかった。本稿が明らかにしたところにしたがえば、一七世紀初頭から一九世紀初頭にかけて、宗属関係の形式が保たれながら実質的には朝鮮王朝の独自の判断で派遣がなされたことが明らかになったと思う。それはまた、近世東アジアにおける明清中国と朝鮮との宗属関係に働く力学について、わずかながらではあるが再考を促すものとなる。

① 仲尾宏（一九九七）『朝鮮通信使と徳川幕府』（明石書店）二二九頁、
三宅英利（二〇〇六）『近世の日本と朝鮮』（講談社）六十七頁。

② 仲尾宏前掲書一三二頁。

（付記）本稿は中国国家建設高水準大学公派研究生項目・日本電通育英会大学院給付奨学金による研究成果の一部である。平成二七年羽賀ゼミ・二〇一六年近世史研究会一月例会（於名古屋）に出席した皆様、池内敏氏、高橋公明氏と匿名査読者から数々の貴重なご教示、ご助言を賜った。記して厚く謝意を表したい。

（名古屋大学大学院博士後期課程）

types of cheek plates and pendants, f-shaped cheek plates, sword-shaped pendants, cross-motif oval cheek plates, three-leaf oval pendants, bell-shaped cheek plates, and bell-shaped pendants, tended to be joined by stitched and textile wrapped straps. Various cheek plates and pendants, which were adopted from the 3rd stage of the Late Kofun period, tended to be joined by many types of straps.

I therefore concluded that the change in strap types, which were used to join cheek plates and pendants, was linked to changes in many other metal parts such as cheek bits, strap unions, crupper strap unions, and pendants. Furthermore, I concluded that the historical background of this change involved three causes: 1) the changes in the systems of horse trapping production and distribution, 2) the mixture with many new types of imported parts, and 3) the changes in the symbolic systems supported by decorated horse trappings.

Joseon-Japan Relations as Informed by Joseon Missions to Ming and Qing China

by

CHENG Yongchao

Joseon missions to Japan (Ko. *Joseon Tongsinsa*) were goodwill missions sent intermittently by Joseon Dynasty Korea at the request of the Japanese *bakufu* authorities. During the Edo period, these missions were dispatched to the Tokugawa shogunate 12 times between 1607 and 1811. The Joseon Dynasty was during this period a vassal state of Ming China before 1637, and then of Qing China after 1637.

In consideration of the early-modern diplomatic principle in East Asia that “the minister of a prince had no intercourse outside his own state” (Ch. *Ren chen zhe wu wai jiao* 人臣者無外交), the Joseon Dynasty, as a vassal state, should have been prohibited from building any diplomatic relationship with Tokugawa Japan without the permission of the suzerain. Nonetheless, there has been little research on the whether and how the suzerain-vassal relationship between Ming and Qing China and Joseon Korea impacted the relationship between Joseon Korea and Japan, not to mention the impact on

Joseon missions to Japan, which was a crucial representation of the good-neighborly relationship. By paying close attention to suzerain-vassal relationships, issues concerning the Joseon missions to Japan may be examined more comprehensively.

In this article, I use the *Waejeong Jamun* (Ch. *Woqing Ziwen* 倭情咨文), official reports on the Japanese political situation that were sent by the Joseon dynasty to Ming and Qing China, as a case study to offer a solution to this problem. The *Waejeong Jamun* have previously been seen as an effective tool for addressing the issue of Joseon Korea's relations with Qing China, and of great significance on Qing China's policy and attitude toward Tokugawa Japan. Among the *Waejeong Jamun* are some on the preparation, dispatching, and debriefing of Joseon missions to Japan that contain vital clues. After decoding the reports related to the Joseon missions to Japan, it is clear that in making the decision to dispatch missions to Japan from 1636 to 1811, Joseon Dynasty officially asked for Qing China's permission. However, in actuality, the Joseon Dynasty independently made the decision to send missions after 1655. As for the dispatching of *Hoedam-gyeom-swaehwansa* (Jp. *Kaito-ken-sakhanshi* 回答兼刷還使) from 1607 to 1624, the Joseon Dynasty officially sought Ming's approval for the dispatch of missions to Japan; however, in reality they began all the preparations and even sent delegations prior to sending the report to Ming China, which indicates that the report had gradually become a mere formality.

For the Joseon mission to Japan in 1643, the dispatch was decided according to the will of Qing Emperor Hong Taiji. By deciphering three reports relating to the 1643 mission, we can see the consistency of Hong Taiji's deep concerns about Japan during his reign. Hong Taiji not only showed strong interest in Japan, i.e. an intention of trading with Japan, which appeared in Namhansanseong Treaty 南漢山詔諭 in 1637 as a post-war settlement of the Second Manchu invasion of Korea, but also sent ministers to the Korean House in Mukden 瀋館 to collect intelligence on the Japanese. Moreover, Hong Taiji intended to utilize Joseon missions to Japan as a channel to collect Japanese intelligence, so he paid special attention to the 1643 mission and intervened directly in its dispatch. The Joseon mission to Japan in 1643 has been regarded as exceptional because it was dispatched for the birth of the young prince 若君, instead of the succession of a new *shogun*, which was the reason for the dispatch of other Joseon missions to Japan. Thus at first, the Joseon Dynasty passively dispatched missions upon Japanese request; later, the suggestion of Choe Myeonggil 崔鳴吉 is

considered the main reason for the positive change in the Joseon court's attitude towards the missions, as Nakao Hiroshi has pointed out. However, this article envisions the significant role played by Qing China as the promoter of the Joseon Dynasty's missions, particularly the 1643 mission, and thus how this mission embodied the relationship between Qing China and the Joseon missions to Japan.